

選 択 約 款

電化バリュープラン（東京電力エリア）

2025 年 6 月 1 日実施

株式会社 GR コンサルティング

本 則

1 適用

- (1) この選択約款の電化バリュープラン（東京電力エリア）は、当社が別途定める電気供給約款[供給電圧が低圧のお客さま用]（以下「基本約款」といいます。）の適用を受け、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器（以下「小型機器」といいます。）を使用し、小型機器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であり、当社との協議が調ったお客さまを対象とします。
- (2) この選択約款は、基本約款とあわせて適用いたします。

2 時間帯別区分

時間帯別区分は、次のとおりといたします。

イ 生活時間

毎日午前6時から翌午前1時までの時間をいいます。

二 夜間時間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

3 電化バリュープランS, HK 電化バリュープランS

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および基本約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計といたします。なお、燃料費等調整額は、基本約款の別表2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、基本約款の別表3（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額と、基本約款の別表4（卸電力調整）により算定された卸電力調整額、および容

量抛出金負担額の合計とし、料金表に定める基準単価・係数等は当社バリュープランの定めを適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	311 円 75 銭
契約電流 15 アンペア	467 円 63 銭
契約電流 20 アンペア	623 円 50 銭
契約電流 30 アンペア	935 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,247 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,558 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,870 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 生活時間

1 キロワット時につき	33 円 97 銭
-------------	-----------

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 75 銭
-------------	-----------

4 電化バリュープランL, HK 電化バリュープランL

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、基本約款別表 5（契約容量の算定方法）(1)により算定された値といたします。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および基本約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計といたします。なお、燃料費等調整額は、基本約款の別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、基本約款の別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額と、基本約款の別表 4（卸電力調整）により算定された卸電力調整額、および容量抛出金負担額の合計とし、料金表に定める基準単価・係数等は当社バリュープランの定めを適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311 円 75 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 生活時間

1 キロワット時につき	33 円 97 銭
-------------	-----------

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 75 銭
-------------	-----------

5 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの継続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

なお、料金の算定期間の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量は、季節別、平日休日別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

6 その他

その他の事項については、基本約款の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

この選択約款は、2025年6月1日から実施いたします。

2025年6月1日
株式会社 GR コンサルティング